青教育第907号 青教ス第653号 令和4年9月2日

各県立学校長 殿

教 育 長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における 感染拡大防止対策の徹底について(通知)

各校におかれては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、標記の件については、令和4年6月13日付け青教育第502号・青教ス第342号通知に基づく感染拡大防止対策を継続して行っていただいているところですが、4月以降、部活動や文化祭等の場面で換気が不十分なために感染が拡大したと考えられる事案が発生していることを踏まえ、部活動における感染対策として、適切に換気が行われているか確認した上で活動するようにするため、部活動における感染対策チェックリストの様式に換気の徹底のため CO2 モニターによる CO2 濃度の測定値を記録する項目を追加いたしました。

ついては、9月5日(月)以降の活動状況の点検については、変更後の様式で行ってくださるようお願いします。

県民の皆さまへのお願い 新型コロナ感染拡大防止



https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.htm

【担当】 ○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL017-734-9882 (直通)

【修正版:部活動における感染対策チ:	ェックリスト】		別終	氏1
部活動名	記入者氏名			
	(確認日)	年	月	日
		—————————————————————————————————————		
	中症対策を優先して			
的距離を確保する、話をしないなどの感染	対策を適切に講じた	こときは、「(<u>)」を付す</u>	<u>たこと。</u>
1 部活動への参加に関すること				
(1) 体調確認 ①練習前に参加生徒の検温をした。				
② 本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、 だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その いか確認した。				
(2) 今日の練習参加人数 (記入例)32/	√全35人		_人/全_	人
(3) 今日の練習欠席人数 (記入例) 3 /	√全35人		人/全_	_人
(4)練習後、速やかに帰宅させた。				
2 活動日、活動時間、活動場所に関すること	ما			l
(1) 同一日、同一時間に多くの生徒が集まる ※該当するものに○を記入してください。		の工夫		
①活動日をずらした。				
②活動時間をずらすなどの工夫をした。				
(2)室内で活動する際の換気の工夫について ① CO2 モニターを活用した換気 ※ 体育館等は1000ppm以下を維持 検し結果を記入してください。		いため、以下	の項目に~	ついて点
ア 部活動開始前の CO2 測定値		() ppm
	1	: () ppm
イ 換気をした時間と CO2 測定値 ※ 換気する前の CO2 測定値を記入	2	: () ppm
	3	: () ppm
② CO2 モニターの活用に加えた換気のI してください。	二夫について、該当	するものにC	を記入	
ア 時間を決めて、30分に一度など定期				
※具体的な換気方法を記入してください (例○○分に一度、5分間窓を全て開い ()		
イ 大型扇風機などを活用した換気をした	Ć _o			
ウ 窓を開けた常時換気をした。				

(3) ウエイトトレーニング場、武道場、教室、部室、更衣室等の狭い施設については 時間や人数の制限を徹底した。
(4)練習前後に、施設、用具等の消毒をした。
3 練習に関すること
(1) 児童生徒の活動時以外等のマスク着用の指示について ※該当するものに○を記入してください。
① 活動前の準備活動でマスクを着用させた。
② 後始末や清掃時にマスクを着用させた。
③ 生徒は、ミーティングや集合して指示等をする場面では、適切な距離 をとり、常時マスクを着用した。
④ ウォーミングアップ等、呼気が荒くならない活動では、マスクを着用 させた。
⑤ 適切な距離の確保にかかわらず、発声を伴う練習場面ではマスクを着 用させた。
(2)練習内容の工夫について ※該当するものに○を記入してください。
① 生徒同士の適切な距離を保ち、できる限り接触を伴う練習を避けた。
② 適切な距離を確保せず集団走を行うなど飛沫感染が想定されるよう な練習内容を避けた。
③ できる限り発声を伴う練習を避けるようにした。
④ 発声を伴う練習では、2m以上の間隔を保つなど、適切な距離の確保に 努めた。
⑤ 至近距離での会話(顧問の指示等も含む)を避けるよう徹底した。
(3)練習の前後や休憩時に、石けんによるこまめな手洗いをさせた。
(4) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し共用させなかった。
(5) 公共、民間施設を利用した際には、利用する施設の指示に従うとともに、 活動する人数を調整した。
(6) 教育活動上、指導が不可欠だと校長が判断した県外の人材の活用に当たり、 適切な対策(ワクチン接種の確認や PCR 検査による陰性の確認等)を講じた。
(7) 指導者は、常時マスクを着用した。
4 その他、試合等の場面で
(1) 飲食の場面では、黙食で適切な距離をとるなど対策をした。
(2) 家族以外の車への同乗は、極力行わないよう指導した。
(3) バスを使用する際、窓を開けるなどの常時換気を行い、全員にマスクをさせ、私 語や飲食をしないように徹底した
(4)練習試合では、相手校との接触の機会を最小限にとどめた。
確認印

教 頭

校長



青教育第502号 青教ス第342号 令和4年6月13日

各県立学校長 殿

教 育 長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における 感染拡大防止対策の変更について(通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に 取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、県教育委員会では、県立学校等における感染状況等を踏まえ、県高等学校総合体育大会等を見据えて対策を強化することとし、令和4年5月16日付け青教育第285号・青教ス第194号により、6月12日(日)までの間の対策について通知したところです。

その後の状況として、新規感染症患者の発生が減少しているものの、依然として学校等のクラスターが確認されております。このことから、県立学校においては、感染拡大防止対策の内容を下記のとおり変更した上で、6月13日(月)以降も引き続き感染拡大防止対策を講じていくこととしました。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、今後も校長の強いリーダーシップの下、全ての教職員が一丸となって感染症対策に取り組むようお願いします。 また、児童生徒に対して本通知の内容を周知の上、感染拡大防止に留意するよう指導するとともに、保護者に対しても対策への協力を依頼してくださるようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更することがあることを申し添えます。

記

【感染拡大防止対策の変更について】

5月16日~6月12日:5月16日付け通知

1 基本的な考え方

校内での新型コロナウイルス感染症の感染 拡大を防止するため、次のとおり対策を適切 に講じた上で学校教育活動を実施すること。

2 対策の概要

(1) 各教科等

近距離で一斉に大きな声を出すなど、感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討すること。

6月13日~当面の間

1 基本的な考え方

校内での新型コロナウイルス感染症の感染 拡大を防止するため、次のとおり対策を適切 に講じた上で学校教育活動を実施すること。

2 対策の概要

(1) 各教科等

近距離で一斉に大きな声を出すなど、感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討すること。

(2) 学校行事等

密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう実施方法や内容を検討すること。また、地域の感染状況等に応じて中止や延期を検討すること。

(3) 部活動

ア 以下のとおり活動を制限する。

- ① 公式試合 慎重な判断の上、参加可能。
- ② 公式試合以外 <u>県内(可能な限り同地</u> <u>区)の学校間に限定し、</u>宿泊・交流校との 飲食を伴わない範囲で実施可能。

ただし、実施に当たっては、次の事項 を厳守すること。

- ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策 を講じること。
- ・ 相手校との接触の機会を最小限にと どめること
- プレー時以外は<u>常に</u>マスクを着用し、大声をださないこと
- ・ バスを利用する際は、窓を開ける等により常時換気するとともに、移動時は私語や飲食せず、マスクを<u>必ず</u>着用するなど、感染対策を徹底すること

③ 合宿 禁止

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とするが他のチーム及び選手と合同実施するものは認められない。

イ 校長は、「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、感

(2) 学校行事等

密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう実施方法や内容を検討すること。また、地域の感染状況等に応じて中止や延期を検討すること。

(3) 部活動

ア 以下のとおり活動を制限する。

- ① 公式試合 慎重な判断の上、参加可能。
- ② 公式試合以外 宿泊・交流校との飲食を伴わない範囲で実施可能<u>(全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定等を受けた選手又はチームは、宿泊を伴う試合の実施が可能</u>)

ただし、実施に当たっては、次の事項 を厳守すること。

- ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策 を講じること。
- ・ 相手校との接触の機会を最小限にと どめること
- ・ プレー時以外は<u>原則として</u>マスク着 用し、大声をださないこと
- ・ バスを利用する際は、窓を開ける等により常時換気するとともに、移動時は私語や飲食せず、原則としてマスクを着用するなど、感染対策を徹底すること
 - ※ 熱中症対策を優先し、マスクを着 用しない場合は、身体的距離を確保 する、話をしないなど感染対策を徹 底すること。

③ 合宿 禁止

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とする。また、スキー部等、練習場所が限られており合宿形式での練習が不可欠だと校長が認める場合は、実施可能とする。

イ 校長は、「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、感

染防止対策が遵守されているか<u>毎日</u>点検 し、対策が不十分な部活動には、必要な指導 を必ず行うこと。

- ウ 部活動に参加する児童生徒に対して、感 染防止対策の必要性等について注意喚起を 行うこと。
- エ 活動の際には、競技団体が定める競技の 特性に応じた感染拡大防止対策のガイドラ インを遵守すること。

(4) 外部人材の活用

県外の人材の来校による直接の指導は禁止。

染防止対策が遵守されているか<u>次のとおり</u> 点検し、対策が不十分な部活動には、必要な 指導を必ず行うこと。

- ① 対外試合 (練習試合等を含む) に出場する部活動: 試合の2週間前から、毎日点検
- ② ①以外:校長の判断により、活動の実態に応じて定期的に点検
- ウ 部活動に参加する児童生徒に対して、感 染防止対策の必要性等について注意喚起を 行うこと。
- エ 活動の際には、競技団体が定める競技の 特性に応じた感染拡大防止対策のガイドラ インを遵守すること。

(4) 外部人材の活用

県外の人材の来校による直接の指導は禁 止。

ただし、教育活動上、県外の人材による 指導が不可欠だと校長が判断する場合は、 適切な対策(ワクチン接種の確認や PCR 検 査による陰性の確認等)を講じた上で来校 による直接の指導ができる。

県民の皆さまへのお願い 新型コロナ感染拡大防止



https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html

【担当】 ○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL017-734-9882 (直通)

県立学校における対策(6/13~当面の間)

1 各教科等について

各教科等において以下のような「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は慎重に 検討すること。

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」
- ・ 「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

2 学校行事等について

- (1) 健康安全・体育的行事 (健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等) の実施について
 - ① 運動会等の実施に当たっては、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施内容や方法(例えば、来場者の制限や半日での開催など)の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

- ② 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮すること。
- ③ 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。
- (2) 文化的行事(文化祭・学習発表会等)の実施について
 - ① 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施内容や方法(例えば、来場者の制限や期間の短縮など)の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。
- (3) 旅行・集団宿泊的行事(遠足・修学旅行等)の実施について
 - ① 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにすること。
 - ② 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。

なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

- (4) 勤労生産・奉仕的行事(職場体験活動・地域清掃等)の実施について
 - ① インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、 実施を見合わせること。
 - ② 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

- (5) 儀式的行事(始業式・終業式・卒業式等)の実施について
 - ① 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。
- (6) オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について 県をまたいだ移動となることから、参加の前後も含めて特に感染防止対策を徹底すること。 別添1「オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について」の とおり

3 部活動について

(1) 感染拡大防止対策のガイドラインの遵守

活動の際には、競技団体が定める競技の特性に応じた感染拡大防止対策のガイドラインを遵守すること。

(2) 各部活動の感染防止対策の点検等

校長は、別紙1「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、感染 防止対策が遵守されているか<u>次のとおり</u>点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行 うこと。

- ① 対外試合(練習試合等を含む)に出場する部活動:試合の2週間前から、毎日点検
- ② ①以外:校長の判断により、活動の実態に応じて定期的に点検

また、部活動に参加する児童生徒に対して、感染防止対策の必要性等について注意喚起を行うこと。

(3)活動日数

「運動部活動の指針(平成30年12月)」及び「青森県文化部活動の指針(令和元年8月)」に 基づく日数とする。

- (4) 対外試合
 - 公式試合

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校 体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上位組織の団体が主催又は共催する大 会、各競技団体(協会・連盟)が主催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイ ルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎 重に判断した上で参加可能とする。

② 公式試合以外

他校との試合(練習試合を含む。)については、交流校との飲食(顧問同士も含む。)や宿泊を伴 わない範囲内で実施可能とする。

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定等を受けた 選手又はチームは、宿泊を伴う試合の実施を可能とする。

なお、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめ、以下の事項を厳守すること。

- ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策を講じること。
- 相手校との接触の機会を最小限にとどめること
- ・ プレー時以外は原則としてマスク着用し、大声をださないこと
- ・ バスを利用する際は、窓を開ける等により常時換気するとともに、移動時は私語や飲食せず、 原則としてマスクを着用するなど、感染対策を徹底すること

【試合実施に当たっての留意事項】

- ① 一般的な事項
 - ア 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、 鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、 参加しないこと。(簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。)
 - イ 競技(運動)の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。
 - ウ プレー時以外は常にマスクを着用し、声援、指示など大声を出さないこと。
- エ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- オ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- カ
 移動の際も含めて、マスクを外した状態での会話は避けること。
- キ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けられるよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。
- ク 試合後2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医*に相談し、指示を仰ぐこと。
- ケ バスを利用する際は、窓を開ける等、常時換気するとともに、移動時は私語や飲食をせず、 マスクを必ず着用するなど、感染対策を徹底する。
- コ 練習試合等では、相手校との接触の機会を最小限にとどめる。 ※かかりつけ医がいない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。
- ② 全国・東北大会に係る留意事項 別添2「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」のとおり
- (5) 合宿

合宿(学校単独で行うものを含む。)は禁止する。

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定等を受けた選手又はチームは、合宿を可能とする。また、スキー部等、練習場所が限られており合宿形式での練習が不可欠だと校長が認める場合も、実施可能とする。

なお、実施に当たっては、合宿を行う地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性 を十分に検討し、必要最小限にとどめること。また、別添2「部活動の全国・東北大会等参加に当 たっての留意事項」に基づき、万全の対策を講じること。

- (6) 練習等活動時の留意事項
 - ① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、参加しないこと。

② 密集場面の同避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、 人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

- ③ 場面の切り替わり時のリスク回避
 - 練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を 出さないこと。
- ④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

4 外部人材の活用について

県内の人材に限り来校による直接の指導を実施可能とする。

ただし、教育活動上、県外の人材による指導が不可欠だと校長が判断する場合は、適切な対策 (ワクチン接種の確認やPCR 検査による陰性の確認等)を講じた上で来校による直接の指導ができる。

外部人材を活用する場合に、外部人材、児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

5 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の 異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤し ないことを徹底すること。

6 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。

7 その他

熱中症対策を優先し、マスクを着用しない場合は、身体的距離を確保する、話をしないなど感染対 策を徹底すること。

オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

【参加する前に】

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域への往来については、感染対策に万全を期して行うこととし、オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討すること。

【参加する前までに】

- ① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触アプリ「COCOA」を可能であればインストールし感染者が多い地域では必ず、起動させること。
- ② 旅行日程や宿泊先については、学校でも把握しておくこと。
 - ※ 宿泊先については、可能な限り知人(兄弟等も含む)等の家は避け、ホテル等の個室 とするよう助言すること。

【参加した際は】

感染リスクを下げるために

- ① マスク等を着用すること。
- ② 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ③ 換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ④ 飲食の場合は、特に注意し、宿泊先の自室や、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けられる場所で飲食するなど工夫すること。
- ※ 熱中症対策を優先し、マスクを着用しない場合は、身体的距離を確保する、話をしない など感染対策を徹底すること。

【帰ってきたら】

2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、 気にかかる症状等があれば、かかりつけ医または県コールセンター (0120-123-801) に、感染症患者と接触した等、心当たりがある場合は下記、受診・相談センターに相談し、 指示を仰ぐこと。

▽受診・相談センター

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町
		大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町
		新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鰺ヶ沢町 深浦町
		鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町
		横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市

部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項

全国・東北大会等への参加については、事前に会場となる地域(都道府県・市町村等)における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断し、参加する場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、以下に基づき万全の感染防止対策を講じること。

1 全般に関すること

- (1) 参加に当たっては、部員の意志及び健康状態等に十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得ること。また、主催者等の留意事項等に従うこと。
- (2) 最低でも現地入り2週間前から、現地を出て2週間後までは、顧問(指導者)及び部員の健康状態(起床直後の検温等)及び行動内容を主催者が作成するチェックシート等に記録し、主催者等からの求めがあった場合は、速やかに提出できるよう準備すること。なお、主催者からチェックシート等が示されていない場合は、健康チェックシート(様式1)を活用すること。
- (3) 顧問(指導者)は、部員の健康状態、行動内容を常に把握、管理するとともに、 部員の同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認すること。
- (4) スマートフォン利用者については、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯すること。(学校生活、競技実施等に支障がある場合は除く。)
- (5)会場地移動前に感染疑い症状(例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常等)が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医又は県コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。
- (6) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に感染疑い症状があった場合は、 PCR 検査等、医師による検査が陰性であっても、原則当該部員は参加を辞退する こと。(インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもあるため。) ただし、次の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
 - 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している。(発症日を0日と する。)
 - 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくても72時間 が経過している。
- (7) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に、PCR 検査等、医師による検査で陽性反応があった場合は、保健所の指示に従うこと。
- (8)保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたる健康状態を観察する期間(感染者と最後に接触した日の翌日から起算)を経過し、症状が出ていない部員の出場は認めても構わない。

2 大会期間中に関すること

<宿 舎>

- (1) 感染拡大防止に向けた積極的な取組を実施している宿舎を利用すること。
- (2) ホテル宿舎は一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮すること。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- (3) 部屋の換気をよくするとともに、推奨されている室内湿度である50~60%に 保つよう心がけること。
- (4) 食事の際には部員が一堂に集まるのではなく、時間差を付けて、距離(できるだけ2m、最低1m)を空けられるようにし、必要以上の会話は控えること。また、食事後は速やかにマスクを着用すること。可能であれば自室での食事が望ましい。
- (5) 共用スペース (ロビー等) の利用は必要最低限とし、人数制限など宿舎からの指示等に従うこと。
- (6) 共同浴場は可能な限り利用しないこと。共同浴場を利用する場合は、個々の利用時間を短くし、速やかに退室するよう心がけること。(特に脱衣所)

- (7) ミーティング等は、ビデオ会議(オンラインミーティング)を活用し、部員らの接触を極力避けること。対面で実施する場合はマスクを着用するとともに、部屋の広さ(参加者間ができるだけ2m、最低1m)や換気に留意すること。
- (8) 感染疑い症状を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離するとともに、会場地コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。

<移動>

- (9) 宿舎出発前に検温し、主催者が作成するチェックシートに記録すること。なお、 主催者からチェックシートが示されていない場合は、健康チェックシート(様式1) を活用すること。
- (10) チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。公共交通機関を利用する場合は、可能な限りまとまって乗車・搭乗し、一般客との接触を避けること。
- (11) 移動の際は、チーム専用の移動手段、公共交通機関にかかわらず、マスク着用、 手指衛生を徹底し、必要以上の会話や飲食は避けること。

<会 場>

- (12) こまめな手洗い等による手指衛生の徹底を図ること。
- (13) 会場内での移動や待機時は、マスクを着用すること。
- (14) 更衣室、待機場所等では、運営者の指示等に従うとともに、原則マスクを着用し不要な会話・接触及び飲食は控えること。
- (15) 観戦する場合は運営者の指示等に従うとともに、声援やかけ声は、極力控えること。

<競技中等>

- (16) 素手でのハイタッチや握手等は控えること。また、円陣を行う際の声出しは、可能な限り部員同士の間隔を取り、最短時間で済ませること。
- (17) 競技中等のコミュニケーションのための声がけ、発声については妨げないが、プレー中断時等は、相手との距離や飛沫を考慮し、一定程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をすること。
- (18) 手指衛生に努めるとともに、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行うこと。
- (19) 交代部員等が控える場所では、可能な限りマスクを着用するとともに、部員等の間隔を取り、接触を避けること。
- (20) 顧問(指導者)からの指示等の際は、マスクを着用するとともに、部員との距離 (できるだけ $2 \,\mathrm{m}$ 、最低 $1 \,\mathrm{m}$)を意識すること。

3 大会終了後に関すること

- (1) 会場又は宿舎出発前に感染疑い症状がないか確認すること。
- (2) 帰宅(又は準ずる拠点到着)時に検温すること。
- (3) 万一、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者等に速やかに報告すること。

<参考資料>

- 「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」 公益財団法人日本スポーツ協会 第3版 2021/10/26
- 「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイド ライン」

スポーツ庁・文化庁 2021/6/2

「高校生のスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に関する提案」

国立感染症研究所実地疫学研究センター 2021/9/3

4 その他

熱中症対策を優先し、マスクを着用しない場合は、身体的距離を確保する、話をしないなど感染対策を徹底すること。

【部活動における感染対策チェッ	ックリスト】			
			別紙	; 1
部活動名	記入者氏名 _			
	(確認日)	年	月	B
				<u></u> -
練習の開始時刻:~	終了時刻	_:	_	
※ マスクの着用に関する項目につい	いて、熱中症対策を優先しマス	クを着用	しない場合	— <i>に、身体</i>
的距離を確保する、話をしないなど	で感染対策を適切に講じたと	· <i>きは、「</i> (<u>)」を付す</u>	<i>こと。</i>
1 部活動への参加に関すること				Т
(1) 体調確認 ①練習前に参加生徒の検温をした				
② 本人や同居家族に風邪症状等 だるさ、味覚や嗅覚の異常、発いか確認した。				
(2) 今日の練習参加人数 (記入例	』)32人/全35人		_人/全	_人
(3) 今日の練習欠席人数 (記入例) 3人/全35人		人/全	_人
(4)練習後、速やかに帰宅させた。				
2 活動日、活動時間、活動場所に関	けること			
(1) 同一日、同一時間に多くの生徒 ※該当するものに○を記入してく	が集まることを避けるための	工夫		
①活動日をずらした。				
②活動時間をずらすなどの工夫を	・した。			
(2)室内で活動する際の換気の工夫 ※該当するものに○を記入してく				
①窓を開けた常時換気をした。				
②002 モニターを活用した適切な	換気をした。			
③時間を決めて、30分に1度な ※具体的な換気方法を記入してく				
(例○○分に一度、5分間窓を全				
④大型扇風機などを活用した換気	をした。			
(3) ウエイトトレーニング場、武道時間や人数の制限を徹底した。)狭い施設	<u></u> については	
 (4)練習前後に、施設、用具等の消	 毒をした。			

3 練習に関すること

o Mace Mace	
(1)児童生徒の活動時以外等のマスク着用の指示について ※該当するものに○を記入してください。	
① 活動前の準備活動でマスクを着用させた。	
② 後始末や清掃時にマスクを着用させた。	
③ 生徒は、ミーティングや集合して指示等をする場面では、適切な距離 をとり、常時マスクを着用した。	
④ ウォーミングアップ等、呼気が荒くならない活動では、マスクを着用 させた。	
⑤ 適切な距離の確保にかかわらず、発声を伴う練習場面ではマスクを着 用させた。	
(2)練習内容の工夫について ※該当するものに○を記入してください。	
① 生徒同士の適切な距離を保ち、できる限り接触を伴う練習を避けた。	
② 適切な距離を確保せず集団走を行うなど飛沫感染が想定されるような練習内容を避けた。	
③ できる限り発声を伴う練習を避けるようにした。	
④ 発声を伴う練習では、2m以上の間隔を保つなど、適切な距離の確保に 努めた。	
⑤ 至近距離での会話(顧問の指示等も含む)を避けるよう徹底した。	
(3)練習の前後や休憩時に、石けんによるこまめな手洗いをさせた。	
(4) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し共用させなかった。	
(5) 公共、民間施設を利用した際には、利用する施設の指示に従うとともに、 活動する人数を調整した。	
(6)教育活動上、指導が不可欠だと校長が判断した県外の人材の活用に当たり、 適切な対策(ワクチン接種の確認やPCR検査による陰性の確認等)を講じた。	
(7) 指導者は、常時マスクを着用した。	

4 その他、試合等の場面で

(1) 飲食の場面では、黙食で適切な距離をとるなど対策をした。	
(2) 家族以外の車への同乗は、極力行わないよう指導した。	
(3) バスを使用する際、窓を開けるなどの常時換気を行い、全員にマスクをさせ、私 語や飲食をしないように徹底した	
(4)練習試合では、相手校との接触の機会を最小限にとどめた。	

確認印

1/年以公上1	
校長	教 頭

チェックシートは大会参加に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。 感染者又は感染の疑いのある部員等が判明した場合には、必要な範囲で主催者、保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

大会名																											
大会期間																											
開催地名	都道府県 市町村																										
学校名																											
部活動名																											
氏名			1		2		m	4		2		9		7	00		6		10		11	12		13		14	
	項目 日付	4			/		/	/		/		/		/	/		/		/		/	/		/		/	
	本道	_	ွ		೦್ಲಿ		ပ့		ပ့	°	ွ	ပ္		၁့		ပ့		္	٦٠	့	ပ့		ပ့		ာ့		ပ့
	のどの痛みがある	単口	版口	中口	口無	単口]	口有 口無	10有	- 二二	単口	- 単口	中口	口焦		口無口有	有 口無	口有	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	中山		口有 口無	無口有	有 口無	#0	# 0	
	咳 (せき) が出る	量□	単口	中口	口無	早日	1 1 1 1	D有 D無	10有	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	日有	単口	中口	口無		口無口有	有 口無	口有		日有	 	口有 口無	無口有	有 口無	¥ □	単口	
	痰(たん)が出たり、からんだりする	口待	単口	中口	一無	旦] #O	0有 0無	f 口有		日有	単口	中口	- W	口 阜口	口無口有	有 口無	口有	#I	口有	#I	D有 D無	無口有	村 口無	申□	帯口	
	群水、撃づまりがある ※アレルギーを除く	口有	#	口有	口無	日	#0	口有 口無	1 口相	#0 .	口有	#	口有	口無	口 単口	口無口有	有口無	口有	=	回) 	口有口無	無口有	有口無	日有	=	
健康状態	頭が痛い	口有		口有	口無	中口	 	口有 口無	(口有	W	中口	- 第	口有	口無	D \$D	口無口有	有 口無	口有	当	中口		口有 口無	無口有	有 口無	中口	#0	
	だるさ(倦怠感)がある	中口	# [口有		単口] #D	口有 口無	自有	#0	日有	# 🗆	中口	₩□	D \$D	口無口有	有 口無	口有	#=	口有	#0	口有 口無	無口有	有二二無	4	#	
	息苦しさがある	中口	# 0	口有	一無	早口) WO	口有口無	1 口有		日有		一有	二無		口無口有	有 口無	口有	当口	口相		口有口無	無口有	有 口無	甲口		
	体が重く感じる、疲れやすい	甲口	単口	中口	二無	単口) WO	口有口無	山	- 二二	中口	単口	甲口	口無		口無口有	有 口無	口有		口有		口有口無	無口有	有 口無	#	# 0	
	味覚異常がある	口有	一無口	口有	口無	日有) <u></u>	口有 口無	(口有	- 第二	日有	半口	口有	□ #		口無口有	有 口無	口有	当口	口有] 	口有口無	無口有	有 口無	口有		
	臭覚異常がある	口有	# 0	口有	半口	自有	#0	口有口無	f 口有	- 第二	日有	# [口有	₩ _□		口無口有	有口無	口有	- 第日	口有	#0	口有口無	無口有	有 口無	中口	#0	
	新型コロナウイルスに感染 (陽性) された方と濃厚 接触がある	厚口はい	こいいえ	. DI#U	ロいいえ	い井口	ロいいえ	utu	ロいいえ ロはい	い ロいいえ	えのはい	ロいいえ	いかロ	ロいいえ	0 170	 	NO NO	ロいいえ ロはい	い ロいいえ	t outv	חיויק	ם מבוי בו	01.1.2 DB	ロはい こいいえ	パえ 口はい	ハロいんえ	ŭζ
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる		ロはい ロいいえ		そいいロー 小和日	つ世口	ロいいえ	AD A#D	ロいいえ ロはい	かい ロッシネ	えっぱい	ロいいえ	い担O	コトリス	០ ៧៧០	 	そいいロ いわロ	いえ口はい	r ⊡un≳	2 Others	0000	ם מוים מו		そいいコ いギロ	1.え 口はい	n Buuk	κ̈́
行動歴	政府から入国制限、入国後の観察時期が必要とされ ている国、地域等への渡航または当該在住者との濃 口はい ロハ・ミ 厚接触がある	た 調 Ustc	ロいいえ	. □#tv	口はい ロいいえ	い部口	ロいいえ ロはい		コンいえ コはい	เก 🗆ทบหั	えっぱい	ロいいえ	S 20	ロいいえ	อ งฆอ	0 km	MD MDD	コンいえ コはい	n ⊡vvž	2 -	פויויג	าอ กฆอ		Ұ೧೧⊒ ೧೫⊡	1. 日はい	n Ownž	×
	クラスターが発生している都道府県や当該地域に訪 れた		といい口 いから	- D#to	ロいいえ	1#D	日いいえ 日	∩B \1#10	ロいいえ ロはい	in Ourk	えっぱい	ロいいえ	\1#D	ロいいえ	미 시카미	0 kura	เกอ กฆอ	ロいいえ 日体い	か ロいいえ	e auto	פויויאַ	10 ctr 01	םויויא ם	日はい こいいえ	え口はい	n Buuk	ŭζ
	□はいに該当する場合、訪れた 報道体員名を記入1 アイださい																										
		4		_																							7

※1 漢厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。※2 主催者が作成するチェックシート等がない場合は、本チェックシートに記入してください。